

◎開会の宣告

(午後1時00分)

○議長（佐藤孝義君） 定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会委員長の審査報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、議案第21号、日程第2、議案第22号、日程第3、議案第23号、日程第4、議案第24号、日程第5、議案第25号、日程第6、議案第26号、日程第7、議案第27号、日程第8、議案第28号、日程第9、議案第29号までを議題とします。

議案第21号から議案第29号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、矢沢明伸君。

登壇願います。

〔予算特別委員会委員長 矢沢明伸君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（矢沢明伸君） それでは、お手許に配付しております予算特別委員会審査報告書に基づきまして報告いたします。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。

本件は、令和7年3月10日、11日、12日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審査した。

1、議案第21号 令和7年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。

昨年度決算における経常収支比率は86.2パーセントであった。一般財源では個人町民税の伸びがあるが、大規模償却資産の固定資産税減収は続いており、さらに現在も物価高騰、人件費等の増加もあり財政の硬直化が危惧される。

歳出予算節別構成比の中では、特に委託料、負担金、補助金が突出している。特に観光アプリ事業など成果の乏しい委託事業を見直し、効果的な予算執行を求める。

しかしながら持続的な公共サービス維持のため、物価高騰などの社会情勢を考慮し、実情に合わせた予算措置を求める。

2、議案第22号 令和7年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第23号 令和7年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。

早急に朝日診療所の医師確保に努め、診療体制の状況を随時、町民への周知を徹底されたい。また医師住宅の適切な施設管理に努められたい。

4、議案第24号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第25号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第26号 令和7年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。

施設運営に関し、只見町医療・介護・福祉在り方検討会の報告を踏まえ、明確な経営方針を整え、持続的な介護サービスの提供に努められたい。

7、議案第27号 令和7年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第28号 令和7年度只見町簡易水道事業会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第29号 令和7年度只見町農業集落排水事業会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対し、何か質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質問なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

次に、議案ごとに順次、討論、採決を行います。

日程第1、議案第21号 令和7年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の、反対討論を許可します。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 4番、菅家忠でございます。

本議案に反対の立場から討論いたします。

まず私は、本予算のほとんどが適切に提案されていると評価しております。

義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費、その起債償還計画に疑義はございません。

特に、扶助費における新たに提案された透析患者送迎事業に関しては、9月の決算委員会  
で発言された課題を解決するべく、スピード感を持って尽力されたことがわかる予算提案で  
あったと高く評価しております。

しかし、逆の評価をせざるを得ない事業がございます。それは只見観光アプリです。本事業  
も同様に9月の決算委員会にて私から、本事業は登録者への観光情報などをお知らせする  
機能が活用できていないと指摘をしましたが、その後も改善されないままでした。

また、本事業の目的はデータを活用した商品、サービスを開発することと9月の決算委員  
会に説明いただきましたが、本予算委員会での説明と整合性がありませんでした。データを  
活用した商品、サービスの開発という本事業の本来の目的を達成するための意識はなく、何  
のためにやっている事業か、もはやわからなくなっていると評価いたしました。特に私が問  
題にしている点は、公金を使う意識の低さであります。本事業は令和5年度から毎年、約5  
00万円予算計上され、3年で合計1,500万円の事業となっております。

もう1点の反対する理由は、同じく観光に関することです。只見町観光公社のよう  
な行政に近い観光組織の先進地事例として、ふるさと納税の業務を行政から引き受け、自己  
財源の確保に努めている事例がございます。先ほどの観光アプリの運営も同様な組織が請け  
負っている事例も見られます。今までの町長答弁から私が想像しておりましたのは、只見町  
観光公社は先進事例のように、自主財源を確保しつつ、民間の知見を活用した情報発信など、  
新たな事業に挑戦していく組織を目指す姿です。今後は観光、旅行業に注力するべく、福祉  
タクシーのような輸送業務を切り離し、平成29年、日本総研が作成したまちづくり会社構

想に示されたように、文化的施設の運営も手放していく。まちづくり会社に向けて、まずは地域の観光会社としての力をつけていく。その決意表明が振興公社から観光公社への社名変更だと思っておりました。

しかし、本年度も両事業は只見町直営のままで、只見町観光公社が業務を担うことはありません。その代わりに認定こども園の送迎を随意契約で只見町観光公社へ委託したいと説明がありました。私からすると、本来やるべき観光の事業に挑戦をせず、実績があるというだけで輸送業務を行う。これが会社名を変更した只見町観光公社の目指すべき姿なのか。只見町の観光を牽引する組織の姿なのか。私には理解ができません。

本予算のほとんどは適切であります。行政が本来やるべき仕事に関して只見町役場の職員の皆様は素晴らしく優秀で高い評価をしております。行政が本来やるべきでない仕事もやる時代になったことは私も同意しております。しかしながら、その仕事は行政が苦手な分野であり、行政とはまったく別な知見が必要な難易度が高い仕事です。

私から前向きな提言をさせていただきますと、力を入れようとしている観光のビジョン、特に組織に対してのビジョンを持っていただきたい。やるべきこととやめることの判断基準をわかるように示していただきたい。人を育てる視点を持ち、小規模予算の事業から挑戦し、成功体験を積んでいただきたい。目標に向かって行動するまちづくりを議会と共に実践するために適切な行動がとれる業務改革、意識改革、高い志を持った公金の執行を望み、反対討論といたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和7年度只見町一般会計予算の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号 令和7年度只見町一般会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第22号 令和7年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第3、議案第23号 令和7年度只見町国民健康施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第4、議案第24号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「反対老討論」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 反対討論を許可いたします。

○8番（山岸国夫君） 8番、反対討論です。

私は端的に言えば、この制度そのものにずっと反対してまいりました。

最大の理由は、75歳を境にして、医療費の加入者への負担割合を国民健康保険と（聴き取り不能）そしてまた、最近では収入によって医者に掛かる時の負担が、1割から2割、2割から3割というふうに負担が増えてきております。

私が最大のこの点で反対する内容については、やはり国は広域という名の下に、受益者負担を増やして、国の歳出を減らして国民に負担を強いる制度であるというのが最大の問題であると思います。

診療所の会計でも、診療所の収入の中で後期高齢者の診療収入は国民健康保険と社会保険の二つを足した収入と同じぐらいの収入比率になってます。年を重ねれば、それなりに健康も、体の能力も、それから医者に掛かる頻度も多くなる。これは人間の生きてる上での摂理でありますから、やはり老後、安心して生活できる。そういう体制にするためにも安心して医療に掛かれる、その制度の確立が本来の目的であるというふうに私は思います。

国がこの議論をしている最中の厚生労働大臣、枯れ木に水をかけるようなものだという発言をして更迭されたというのを記憶にあります。国の考え方はそこに最大の問題が私はあるというふうに思います。そういう点では社会保障費、きちっとやはり、国民に責任を負うべき、これは国の責任であるというふうに考えます。

これは町では広域ですので、保険料徴収するだけ、そして納入するだけというふうに事務的になっておりますけど、やはり私はこの制度そのものが許せませんので反対といたします。

これで討論を終わります。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号 令和7年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第25号 令和7年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第6、議案第26号 令和7年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第7、議案第27号 令和7年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第8、議案第28号 令和7年度只見町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第9、議案第29号 令和7年度只見町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（佐藤孝義君） 挙手多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第5号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

この5件の議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思います。ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第5号までを、5件の議案について日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

資料を配付願います。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） それでは、追加日程第1、同意第1号 副町長の選任につき同意を求

めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、許可をいただきましたので、追加議案といたしまして、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

副町長に次の者を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、只見町大字大倉字沢ノ目1397番地の3。氏名、目黒仁也。生年月日が記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議長閉鎖〕

○議長（佐藤孝義君） ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、小沼信孝君、8番、山岸国夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 立会人、異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 立会人は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成7票、反対4票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第2、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字黒谷字町510番地。氏名、吉津文裕。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論を行わず採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせにより、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名をします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、9番、矢沢明伸君、10番、鈴木好行君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 立会人はお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第3、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 続きまして、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

地方税法第423条第3項に規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任

したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小川字肘折 1 1 1 3 番地。氏名、目黒甚一郎。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は 1 1 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に、1 1 番、齋藤猛君、1 番、中野大徳君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、2番議員から順番に投票を願います。

[投票]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（佐藤孝義君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第3号 **只見町**固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 続いて、追加日程第4、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

地方税法第423条第3項に規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字大倉字田向1859番地。氏名、横田雅則。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、2番、角田誠君、3番、酒井右一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票のうち賛成 11 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 4 号 **只見町**固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 次に、追加日程第 5、同意第 5 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第 5 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員に次の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第 6 号第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小川字上村 2 4 8 番地。氏名、渡部早苗。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ありま

せんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番、菅家忠君、5番、目黒道人君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票のうち賛成 11 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 5 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第 10、陳情 7-1 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りします。

陳情 7-1 については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 7-1 については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 7-1 を採択することに先生の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、陳情7-1について採択とすることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

矢沢明伸議員より、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)並びに議会運営委員会酒井右一委員長より、発委第1号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号並びに発委第1号を日程に追加し、追加日程第6、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第6、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢沢明伸君。

〔9番 矢沢明伸君 登壇〕

○9番(矢沢明伸君) 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

2024年春闘結果での

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 朗読を省略が出ました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

提案者は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（佐藤孝義君） 続いて、追加日程第7、発委第1号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

〔議会運営委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） 只見町議会会議規則の一部を改正する規則であります。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

添付の内容をご覧くださいと思います。

これあの、先般、4日に、この本体、今付いてる文書と、それから改正案分の全文と、それから改正前後表をお配りして説明した内容です。

読み上げます。

只見町議会会議規則の一部を改正する規則。

只見町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条中、事故を、公務、傷病、出産、育児、看護、

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 説明省略。

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） としましたので。

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） なお、理由については、ページの最後にありますが、これも4日、開会日の全員協議会において説明した内容でありますので、先ほど朗読省略の声掛けがありましたので、朗読省略させていただきます。

○議長（佐藤孝義君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 質問ということではなくて、誤字脱字の件でございます。

第127条の、その4の2行目のところですけども、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時のところに、第21条の手前にカッコがありますが、このカッコは不必要と思われるので削除したほうが良いと思われませんが、いかがでしょうか。

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） 誤字脱字の類であれば、先般、当局から提出されました…

〔マイクなしで発言する者あり 聴き取り不能〕

○10番（鈴木好行君） すみません。訂正します。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） なければ、委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 只見町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤孝義君） 日程第11、選挙第1号 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名は議長が行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、南会津地方広域市町村圏組合議会議員には、目黒道人君を指名いたします。

お諮りします。

ただ今指名した方を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選者と定めることにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました目黒道人君が、南会津地方広域市町村圏組合議会議員に  
当選されました。

それでは、ただ今決定されました南会津地方広域市町村圏組合議会議員の名簿を配付いた  
します。

事務局、配付をお願いします。

〔名簿配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎休会中における所管事務等の調査の申出

○議長（佐藤孝義君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から  
所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定によりお手元に配付いたしました通知書  
のとおり休会中における所管事務等の調査の申出があります。

町担当課におかれましては調査にあたりまして準備等をよろしくお願いいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について  
お諮りいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長から発言の許可をいただきましたので、令和7年只見町議会3月会議が散会されるにあたりまして一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

本3月会議にあたりましては、去る4日から本日まで、10日間という長きに亘りまして提案させていただきました議案、予算等、人事案件等につきまして慎重にご審議賜り、そのうえ原案のとおり可決いただきまして誠にありがとうございました。

ただ、その審議の過程におきまして、我々の行政執行にあたりましてのご指摘、また至らないところ、様々ご指摘をいただくとともに、また、有為なご提言もいただいたところでございます。

その点はしっかりと受け止めさせていただきまして、今後、さらに庁議構成員はじめとした職員の中で情報の共有を図りまして、改善を図るべきところは改善を図って進めていきたいと思っております。

あと今般、いくつか審議会のほうも提案させていただきまして、審議会につきましてもどれをとっても審議を急いで、その方向性を明らかにして取り組まなければならないものばかりでございますので、スピーディーな審議を審議委員の方にお願ひし、またそれがスピーディーな審議できるような情報提供と説明に心掛けまして、それぞれの審議会の役割を果たしていただくように努力したいと思っております。

そのうえで改めて、議員の皆様はその結果等を含めてご説明申し上げて、より良い方向性を見出してまいりたいというふうに思います。

また、一般質問にあたりましては11名の方より一般質問をいただきました。中には資料をわざわざ作っていただきまして、資料のご提供もいただいた方もいらっしゃいます。そういった中で非常に行財政につきまして多角的な方向から一般質問をしていただきました。どれをとりますとも、本当に今後の町にとって大切なことばかりでありますので、どうやってそれを具体化していくのか、どのような、いつまでにやるのかという様々な具体策につきまして対策を講じていけるように、これまた努力してまいりたいというふうに思います。

あと予算審議等通じまして全般で思うことありますが、まずは一般会計。一般会計につきましては、全員賛成ということにはなりませんでしたが、まさにあの、そういった貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。我々はそういったご意見をしっかりと受け止めまして、今後、改善に努力することをお約束申し上げます。

そして、あとは一般会計と特別会計、併せて事業会計の関係で、三つの視点から考える必要があるなということを改めて今般、議員の皆様のご質問等を賜りながら思いに至ったところでございます。

特別会計につきましては、やはりあの、特定の目的がありますので、当然、一般会計と違って別に会計がなっているわけでございます。その特定の目的を達成するための会計でございます。そして、保険であれば被保険者であったり、ご利用者の方、そういった方々の自己負担も入っているわけでございます。が、一方で、やはり独立採算といいますか、採算性のことも考えなければいけない。ですから、高齢化が進んで人口が減っている中で、その関係者の方々の自己負担を増やすことは非常に厳しくなるので、そういったことも簡単にはできません。ですが、今後、お願いする場合があるかもしれません。そして、併せまして、その会計が成り立たないからといって、一般会計から、例えば操出金もしくは委託料という名前の補助費的なものとか、補助金・交付金という形で一般会計から、どんどんどんどん特別会計に流れてしまえば、一般会計自体の経常収支比率のご指摘もいただいておりますが、やはり一般会計の経常収支比率が悪化する要因の一つには一般的には特別会計の影響を受けるということもございますので、やはりそのご利用者、被保険者の方の自己負担であったり、併せて独立採算である特別会計、事業会計がある意味、そして、一般会計からの操出金等の健全化を図っていくと、3点の面から、改めて皆様方のご指摘を受け止めて、今後、鋭意検討して改善に努めてまいりたいというふうに思います。

本当にあの、10日間と長きに亘りまして予算特別委員会を設置いただきまして、矢沢委

員長様はじめ慎重にご審議いただいたうえ、ようやく令和7年度の予算含めまして、行財政に取り組む環境を整えていただきましたので改めて深く御礼申し上げます。

結びになりますが、今後、令和7年度は本当に只見町にとっては本当に正念場の年になるというふうに思っておりますので、引き続き皆様方のご指導・ご鞭撻並びにご提言を賜りまして、只見町がより良い地域になっていくように研鑽並びに努力を重ねてまいりますので、皆様方の一方ならぬお力添えを改めてお願い申し上げます、3月会議散会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ありがとうございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の3月会議は通算10日間の長い日程ではありましたが、令和7年度の重要な町政執行に係る条例、予算等の審議でありました。

令和7年度予算は自主財源が減少する中での経費削減を念頭に置いた予算であり、厳しい内容ではありましたが、予算特別委員会を設置し、議員各位の慎重審議をいただき、予定どおり終了することができました。誠にありがとうございました。

3月会議におきましても、一般質問を含め、貴重な提言、厳しい意見等が多く出されております。町執行部におかれましてはそれらに十分留意されまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、待ちに待った春を迎え何かと忙しくなりますので、体には十分留意され、町民の福祉と町政の発展のために、なお一層のご奮闘をいただきますようご祈念申し上げますとご挨拶いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午後 2 時 1 8 分）